

暫定税率等の適用期限の到来

令和 3 年 1 1 月 2 9 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

暫定税率について①

暫定税率について

- 基本税率 : 中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率
- 暫定税率 : 政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率

➡ 令和4年3月31日に適用期限が到来する417品目について延長等を検討する必要。

【暫定税率を設定している品目】

種類	対象品目	品目数
関税割当制度	ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、麦芽、パイナップル缶詰、ホエイ、バター、こんにゃく芋 など	157品目
国家貿易制度	米、麦、指定乳製品等	86品目
調整金等を徴収するため、協定税率を下回る水準の税率を設定 （暫定税率 + 調整金等 = 協定税率）	砂糖類（角砂糖、砂糖水、加糖調製品等）、国家貿易品目（米、麦、指定乳製品等）の枠外輸入	99品目
関係国との協議結果を踏まえ、協定税率等を下回る水準の税率を設定	冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ	54品目
価格安定化のため、価格帯に応じて変動する税率を設定	たまねぎ	2品目
産業政策上の要請を踏まえ、基本税率等を下回る水準の税率を設定	石油化学製品製造用揮発油等、ノルマルパラフィン、バイオE T B E、バイオエタノール（バイオE T B E製造用）、バイオP E、PVC（ポリ塩化ビニル）製使い捨て手袋	19品目
合 計		417品目

暫定税率について②

延長等の検討

- 暫定税率を延長する必要があるのか、暫定税率を廃止して基本税率に移行する必要があるのか、といった観点から検討する必要。

考慮すべき事項

<暫定税率の延長について>

- 生産者及び消費者等との間の利益調整に及ぼす影響
- 国際交渉との関係
- 調整金等との関係
- 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響
- 産業政策上の必要性や国際市況

<適用期限・基本税率化について>

- その時々国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて、常に見直しを行う必要

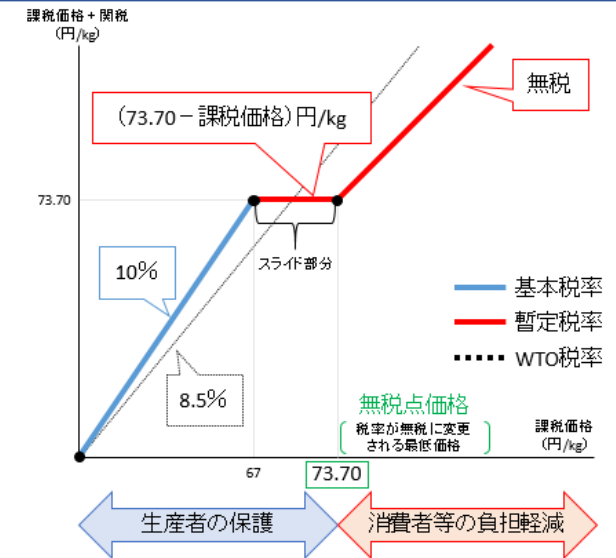
改正の方向性

- 412品目について、暫定税率の適用期限を1年延長することとしたい。
- たまねぎ（2品目）について、暫定税率の水準を基本税率に移行することとしたい。
- ノルマルパラフィン（3品目）について、暫定税率を廃止することとしたい。

暫定税率について③（たまねぎの暫定税率の廃止及び基本税率への移行）

たまねぎのスライド関税の概要

- たまねぎは国内生産量が約135万トンの重要な生鮮野菜。輸入量は約22万トン（うち約21万トンは中国）で生鮮野菜の総輸入量の約3割。
- 豊凶の差による価格変動が大きく、輸入量の多い品目。低価格時には一定の関税を課す一方、高価格時には輸入を容易にするために、関税を無税とするスライド関税を採用（右図参照）。
- 無税点価格を変動させる可能性があったことから暫定税率で対応。1979年度関税改正で現行の無税点価格（73.70円/kg）を設定。



考慮すべき事項

- 国際交渉の観点からは、RCEP協定の発効により、現行の無税点価格を超える価格帯での輸入については、主要輸入先である中国を含め、2020年実績ベースではほぼ全てEPAを利用すれば、無税ということになり、今後、無税点価格を引き上げる可能性は乏しい状況となった。
- 国内のたまねぎ農家を保護する必要性から、中長期的に無税点価格を引き下げる可能性は乏しい。
- 生産者と消費者等の利害調整の観点からは、無税点価格は42年間変更がなく、実態として現行の暫定税率の水準が必要な保護水準と考えられる。※ 2018年度改正で銅・鉛・亜鉛の地金のスライド関税に係る暫定税率を廃止して基本税率に移行。

改正の方向性

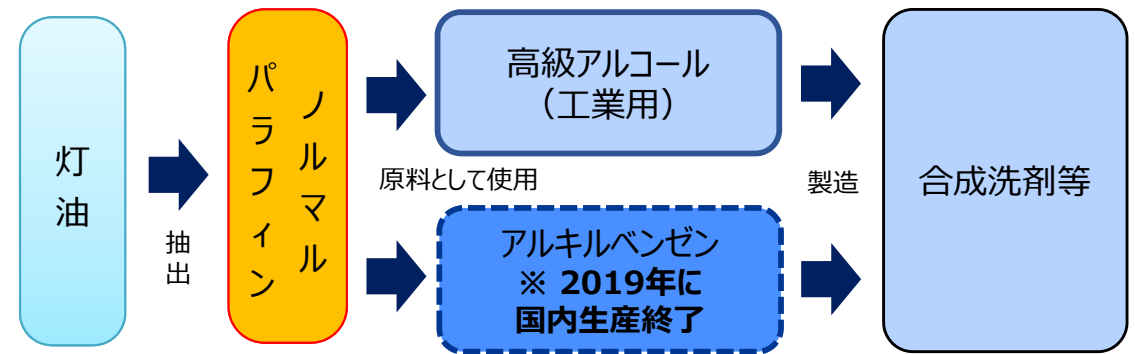
- 今後、中長期的に無税点価格を変更する可能性は乏しく、関税率の見直しを行う必要が認められないため、スライド関税に係る現行の暫定税率を廃止して、当該税率の水準を基本税率に移行することとしたい。

暫定税率について④（ノルマルパラフィンの暫定税率の廃止）

品目概要

- ノルマルパラフィンとは、灯油から分離抽出される液体であり、高級アルコール（工業用）やアルキルベンゼンの原料として使用される。
- 我が国においては、輸入原油より灯油が精製され、灯油からノルマルパラフィンが抽出される。

製造工程



考慮すべき事項

- ノルマルパラフィンについては、昭和60（1985）年当時、国内供給でまかない切れない不足分を輸入に依存する供給体制であったことから、暫定税率を無税に設定し、これまで延長してきた。
- 令和元（2019）年にアルキルベンゼンの国内生産が終了したことにより、原料であるノルマルパラフィンの国内需要は大きく減少し、供給過剰となっている。ノルマルパラフィンの国内供給量に占める国内生産量は9割を超えており、無税として輸入を促進する必要がなくなっている。
（注）令和2年度改正において、アルキルベンゼンの基本税率を無税化している。
- 暫定税率を廃止した場合、基本税率（346円/KL）が適用されることとなり、輸入者には関税が課されることとなるが、ノルマルパラフィンの国内供給量に占める輸入量は数%程度であること等から、輸入者等への影響は限定的である。

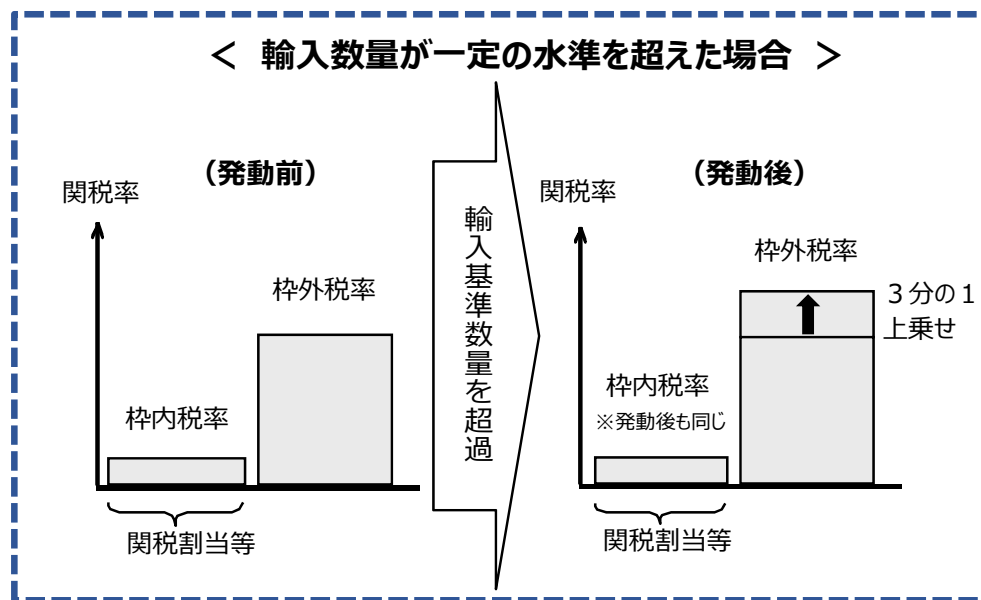
改正の方向性

- 暫定税率を廃止することとしたい。【暫定税率（無税） → 基本税率（346円/KL）】

特別緊急関税制度について

特別緊急関税制度の概要

- ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて関税化された農産品（バター、米、麦等）について、輸入数量が一定水準を超えた場合や輸入価格が一定水準を下回った場合、関税率を引き上げる制度。
- 適用期間は1年間であり、毎年度、期限延長の必要性を検討。
- 令和2年度は、乳製品やでん粉等について、計22回発動。
（内訳：数量ベース：3回、価格ベース：19回）



考慮すべき事項

- 特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償として、当該農産品の輸入が急増した場合等に備えて設けられた制度であるため、国際交渉の状況等を踏まえ検討する必要。

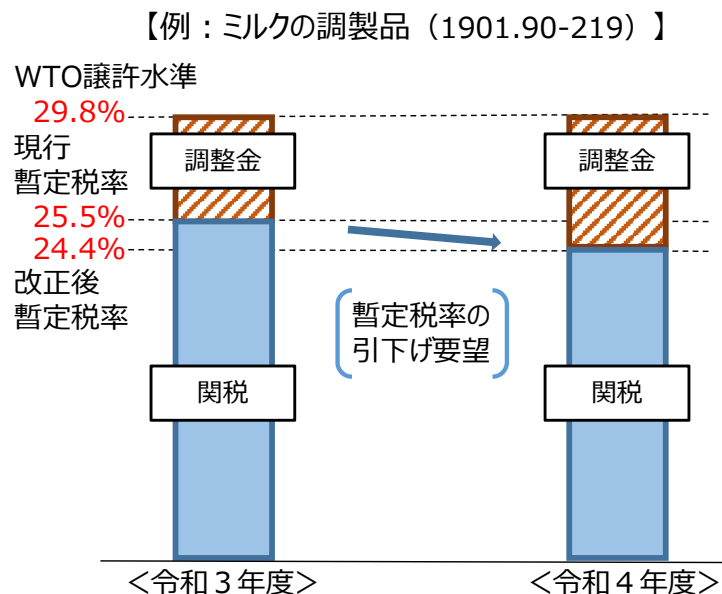
改正の方向性

- 特別緊急関税制度について適用期限を1年延長することとしたい。

加糖調製品に係る関税の取扱い

加糖調製品をめぐる状況

- 加糖調製品について、「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づき、T P P 11 発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加。
- T P P 11 発効に伴い、加糖調製品に係る調整金により、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として価格差が存在している状況。
- 加糖調製品に係る調整金収入の拡大を可能にし、加糖調製品と国産の砂糖との価格差を更に縮小するため、令和 4 年度の T P P 11 税率の設定状況等を踏まえた、暫定税率の引下げを求める改正要望が提出されたところ。



考慮すべき事項

- 糖価調整制度の目的は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定等を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与すること。
- 加糖調製品に係る調整金を拡大する必要性の有無について検討（加糖調製品と国産の砂糖の価格差・需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等）。

改正の方向性

- 加糖調製品のうち 6 品目について、令和 4 年度の T P P 11 税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることにしたい。

※ 令和 5 年度以降については、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等について農林水産省に検証を求める必要。さらに、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組についても、消費者の視点を踏まえつつ、同省からフォローアップの上、報告してもらう必要。